

議員提出第1号議案

足立区公共交通空白地等及び移動制約者に係る生活交通の確保に関する条例

上記の議案を別紙のとおり、地方自治法第112条及び会議規則第13条第1項の規定により提出する。

平成30年2月21日

提出者

足立区議会議員	はたの	昭彦
同	ぬかが	和子
同	浅子	けい子
同	針谷	みきお
同	鈴木	けんいち
同	西の原	えみ子
同	山中	ちえ子

足立区議会議長 かねだ 正 様

(提案理由)

公共交通空白地等及び移動制約者に係る生活交通を確保し、もって活力ある地域社会の再生に寄与するため、本案を提出する。

# 足立区公共交通空白地等及び移動制約者に係る生活交通の確保に関する条例

## 目次

### 前文

### 第1章 総則（第1条 第7条）

### 第2章 生活交通の確保に関する施策等（第8条 第11条）

### 第3章 雑則（第12条）

### 付則

生活交通は、区民の諸活動の基盤であり、日常生活において重要な役割を果たし、地域社会の形成を支えるだけでなく、社会経済を発展させるとともに、文化を創造するなど豊かな社会の実現のために不可欠なものである。

近年、個人のライフスタイルの多様化や自動車への依存が高まってきたこと、人口減少社会や高齢化の進展等により、公共交通の利用者は年々減少している。こうした状況の中、乗合バス路線網の維持に加え、コミュニティバス、乗合タクシー、福祉有償運送など市場で供給が困難であり、かつ、通院、買物などの日常生活を支える新しい交通サービスへの期待が高まっている。

足立区においても、乗合バスの路線の縮小が相次ぎ、地域公共交通の衰退が現実のものとなりつつある。このことは、高齢者や障がい者の通院及び買物、子どもたちの通学などの日常生活に必要な移動の手段を奪うことになりかねず、ひいては地域社会の衰退を引き起こすことが懸念されるものである。

区民の生活交通を確保し、全ての区民に健康で文化的な最低限度の生活を営むために必要な移動を保障するとともに、これまでの公共交通事業者の取組を踏まえ、地域社会全体で公共交通を支える仕組みづくりが求められている。

よってここに、公共交通空白地等及び移動制約者に係る生活交通を確保し、もって活力ある地域社会の再生に寄与するという決意のもとに、この条例を制定する。

## 第1章 総則

### (目的)

第1条 この条例は、公共交通空白地等及び移動制約者に係る生活交通の確保を図るため、足立区、公共交通事業者及び区民の役割を明らかにし、生活交通の確保に関する施策を定め、全ての区民に健康で文化的な最低限度の生活を営むために必要な移動を保障し、もって活力ある地域社会の再生を目指すことを目的とする。

### (定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 生活交通 通勤、通学、通院、買物その他の日常生活に欠かすことのできない人の移動をいう。
- (2) 公共交通事業者 道路運送法（昭和26年法律第183号）による一般乗合旅客自動車運送事業者及び一般乗用旅客自動車運送事業者並びに鉄道事業法（昭和61年法律第92号）による鉄道事業者をいう。
- (3) 福祉有償運送事業者 道路運送法第79条の登録を受けた者のうち、道路運送法施行規則（昭和26年運輸省令第75号）第49条第3号に規定する福祉有償運送を行う者をいう。
- (4) 移動制約者 高齢者、障がい者等のうち移動に関し制約を受ける者をいう。
- (5) 公共交通空白地 道路運送法による一般乗合旅客自動車運送事業（以下「路線バス」という。）における停留所（以下「バス停」という。）からおおむね300メートル以上離れ、かつ、鉄道事業法による鉄道事業（以下「鉄道」という。）における

駅（以下「鉄道駅」という。）からおおむね1キロメートル以上離れた地域をいう。

（6）公共交通不便地 公共交通空白地以外においても、路線バス等の運行本数が極端に少なく、移動に制約を受けている地域をいう。

（7）公共交通空白地等 次のいずれかに該当する地域をいう。

ア 公共交通空白地

イ 公共交通不便地

ウ 公共交通不便地に準ずると区長が認める地域

エ 路線バス又は鉄道に係る路線の廃止等に伴いアからウまでに掲げる地域となるおそれのある地域

（区民の権利等）

第3条 区民は、その居住し、又は活動する地域に係る生活交通の確保に向けた取組に参画する権利を有する。

2 区民は、区が実施する公共交通空白地等及び移動制約者に係る生活交通を確保するために必要な施策（以下「生活交通施策」という。）について、推進するよう努めなければならない。

（区の役割）

第4条 区は、生活交通施策をまちづくり施策その他の区の施策と一体的に推進するものとする。

2 区は、区民及び公共交通事業者に対し、生活交通施策に関する情報を提供し、かつ、分かりやすく説明するよう努めるものとする。

3 区は、国及び他の地方公共団体と協力して生活交通施策の推進に努めるものとする。

（公共交通事業者の役割）

第5条 公共交通事業者は、その社会的な役割を自覚し、区が推進する生活交通施策を尊重し、公共交通空白地等及び移動制約者に係る生活交通を確保するため、最大限の配慮を払うよう努めなければならない。

2 公共交通事業者は、自ら行う生活交通に係る事業の情報を、区及び区民に対して積極的に提供するよう努めなければならない。

(生活交通施策の推進に当たっての役割)

第6条 区及び公共交通事業者は、生活交通施策の推進に当たっては、路線バス、鉄道等の基幹的な交通手段とのネットワークの維持及びその拡大を図り、人の移動の連続性を確保するよう努めなければならない。

2 区、区民及び公共交通事業者は、相互に情報交換を行い、かつ、協力関係を構築するよう努めなければならない。

(区民による施策の提案等)

第7条 区民は、区に対して、その居住し、又は活動する地域に係る生活交通に関する施策を提案することができる。

2 区は、前項の規定に基づき区民が提案する施策等について、協同して推進するよう努めるものとする。

## 第2章 生活交通の確保に関する施策等

### 第1節 公共交通空白地等に関する施策等

(公共交通空白地等に関する施策)

第8条 区は、公共交通空白地等に係る生活交通を確保するため、区民及び公共交通事業者と相互に連携協力し、必要な支援を行うよう努めるものとする。

(特別対策区域の指定)

第9条 区長は、公共交通空白地等のうち、当該地域における生活交通の確保に向けた取組の状況を踏まえ、生活交通の確保のための支援が必要と認められる地域を生活交通特別対策区域(以下「特別対策区域」という。)として指定することができる。

2 区長は、特別対策区域の指定を変更し、又は解除することができる。

3 区長は、特別対策区域を指定し、変更し、又は解除したときは、規則で定めるところにより、その旨を告示するものとする。

( 特別対策区域における支援等 )

第 1 0 条 区は、特別対策区域において、予算の範囲内で、生活交通の確保のために社会実験をはじめとした必要な支援を行うものとする。

2 区は、前項の特別対策区域における支援を行うに当たっては、当該特別対策区域における生活交通の質の向上に努めるものとする。

3 区民及び公共交通事業者は、特別対策区域において、区的生活交通の確保に関する施策を協同して推進し、かつ、最大限の協力をするよう努めなければならない。

#### 第 2 節 移動制約者に関する施策等

第 1 1 条 区は、移動制約者に係る生活交通を確保するため、福祉有償運送事業者に対し、運営等に関する相談、助言、指導その他の必要な支援を行うものとする。

2 福祉有償運送事業者は、前項に規定する区の助言、指導等に対し、最大限の配慮を払うよう努めなければならない。

#### 第 3 章 雑則

( 委任 )

第 1 2 条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

付 則

この条例は、平成 3 0 年 4 月 1 日から施行する。